

# 証券化商品の販売に関するワーキング・グループ (第8回)

日 時：平成20年9月5日(金) 15時～17時

場 所：日本証券業協会 第1会議室(東京証券会館5階)

議 案：1．理論価格の評価・算定、提示に係る態勢整備について  
2．海外の証券化商品の取り扱いについて  
3．オリジネーター・アンケートについて

以 上

## 証券化商品の販売に関するワーキング・グループ(第8回) 御出席者

平成20年9月5日(金)15:00～ 第1会議室

	氏名	社名
主査	赤井 厚雄 高堂 秀一郎	モルガン・スタンレー証券 証券化商品部 マネージングディレクター 証券化商品部 エグゼクティブディレクター
副主査	浅見 祐之 今村 文宣	大和証券SMB C ストラクチャード・ファイナンス部 部長 金融市場調査部 上席次長
副主査	奥崎 智之 石井 貴久	三菱UFJ証券 キャピタル・マーケット部 エグゼクティブ・ディレクター キャピタル・マーケット部 ヴァイス・プレジデント
副主査	宝田 健一 田辺 祥子	みずほ証券 投資銀行業務管理部 副部長 投資銀行業務管理部 プロセスコントロール室長
委員	江原 直子 上田 祐介	ゴールドマン・サックス証券 証券コンプライアンス部 ヴァイス・プレジデント クレジットストラクチャリング部 投資戦略・分析担当 ヴァイス・プレジデント
委員(代理)	増淵 寧	日興シティグループ証券 法規管理部 バイスプレジデント
委員(代理)	宇都宮 康夫	岡三証券 商品業務担当 参与
委員	櫻井 祥文 矢木 茂	野村證券 グローバル・マーケット企画部 企画課 課長 アセットファイナンス部 次長
委員	佐藤 理郎 玄 正熙	住友信託銀行 資産金融部 契約管理室長 不動産業務部 不動産審査室 調査役
委員	神田 一広 河崎 洋	三菱UFJ信託銀行 資産金融第1部 流動化第2グループ 推進役 不動産企画部 審査グループ 主任調査役
委員	長岡 鉄矢 小杉 恵実	みずほ信託銀行 ストラクチャードプロダクツ企画部 企画管理チーム 参事役 不動産企画部 コンプライアンス・リスク管理室 室長
委員	野口 俊	みずほ銀行 証券業務部 証券企画チーム 参事役
委員	江川 由紀雄 堀江 隆一	ドイツ証券 証券化商品調査部 部長マネージングディレクター クレジット商品開発統括部 部長マネージングディレクター
委員	松本 浩美	東海東京証券 市場開発部 デリバティブ開発グループ シニアバイスプレジデント
委員(代理)	下川 展正 羽仁千夏	メリルリンチ日本証券 オフィス・オブ・ジェネラルカウンセル コンプライアンス・オフィサー/ ヴァイス・プレジデント 調査部 シニア ストラクチャード プロダクト アナリスト
オブザーバー	佐藤 正臣	三菱東京UFJ銀行 アセットファイナンス部 調査役
オブザーバー	猪飼 康	流動化・証券化協議会「証券化商品のリスクと格付けに関するWG」世話役 (BNPパリバ証券 投資調査部部長 証券化商品アナリスト)
オブザーバー	宮坂 知宏	流動化・証券化協議会「情報開示に関するWG」世話役 (クレディ・スイス証券 債券本部 証券化商品調査部長)
オブザーバー	渡辺 吉彦	CMSA日本支部 (オリックス・サービサー マスター・サービシング部 ジェネラル・マネージャー)
オブザーバー	森田 宗男	金融庁 監督局 証券課長
オブザーバー	麦島 健志 高藤 喜史	国土交通省 土地・水資源局 土地市場課長 総合政策局 不動産課長補佐
オブザーバー	小島 俊郎	住宅金融支援機構 市場資金部長
オブザーバー	畠中 基博	日本銀行 金融市場局 金融市場企画担当 企画役
事務局	倉林 滋人 植松 義裕	日本証券業協会 自主規制3部長 自主規制3部部長

以上  
(敬称略)

## 「共通情報項目リストに関するアンケート」に関する委員からの事前質問とその回答

質問箇所	質問事項	回答
(全体) 母体プール、比較参考となる資産プールのパフォーマンス	「比較参考となる資産プール」は、回答者が属性だけを疎明すれば恣意的にプールを決められ、その条件での開示となるが、それで良いか	<p>ご指摘の通りで結構です。ただし、「比較参考となる資産プール」の範囲を定めるに当たっては、恣意性や主観的判断が入り込む余地を必ずしも排除できないことから、「比較参考となる」と判断した理由を、併せて伝達するようにすると好ましいのではないかと考えられます。</p> <p>なお、「共通情報項目リスト」の「補記」においては、「母体プール等の比較参考プールがない場合および母体プール等と比較することに意味がないと判断される場合はは省略可」となっています。</p>
(V-5) トリガー指標	CLOの場合、トリガー条件のことか	<p>ご指摘の通りです。「指標」という表現は、例えば、累積デフォルト率等の数値をもってトリガー条件としているケースを想定しています（数値基準以外のトリガー条件もあり得ます）。</p> <p>なお、「共通情報項目リスト」の「説明」においては、「加速度償還事由などに用いられるトリガー指標の観測時点での水準、トリガー抵触の有無」となっています。</p>
(V-7) 回収金の分配状況	「回収金」の定義は、通常返済の事か、イベント発生後の回収金の事か	イベント発生の有無とは無関係に、回収金をどのように充当したかが分かる情報を想定しています。
(全体) 裏付資産の回収状況	<p>- 7同様、「回収金」の定義は</p> <p>また以下の質問は や と項目が重複していると思われるが、どのような使い分けを想定しているのか</p>	<p>「VI-10 回収率または損失率」における「回収率」は、デフォルト後にデフォルトした債権から回収された金額をデフォルトした金額で除したもの（1 から損失率を引いたもの）を意味しています。なお、「共通情報項目リスト」の「補記」においては、「仕組み上、デフォルト債権からの回収を享受できない、または、見込まない場合は、不要」となっています。</p> <p>また、 や は「発行時の情報」を想定している一方、「 」は「発行後の情報」を想定しています。</p>